

手続案内 詳細説明

◆手続名称

不動産鑑定業者の登録

◆手続の概要

- 不動産鑑定業を営もうとする場合、国土交通省又は都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿への登録が必要です。福岡県内のみに事務所を設ける場合は福岡県知事登録、二以上の都道府県に事務所を設ける場合は国土交通大臣登録の手続きが必要となります。
- 登録の有効期間は5年間です。期間満了後、引き続き鑑定業を営もうとする場合は、更新の登録が必要です。

◆手続き対象者

福岡県内のみに事務所を設けて不動産鑑定業を営もうとする者及び有効期間満了後引き続き不動産鑑定業を営もうとする者

※大臣登録の場合は国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/appli/kanbo01_hy_000068.html)をご確認ください。

◆提出時期

新規登録：登録を受けようとするとき随時

更新登録：登録有効期間満了の日前30日まで

◆提出先

福岡県市町村・地域振興部地域振興総務課 土地対策班

(〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 県庁南棟9階 TEL092-643-3213)

◆手数料（**福岡県領収証紙又はキャッシュレス決済**）

新規登録：15,600円

更新登録：12,400円

◆提出書類

正1部、副1部（副はコピーで可） ※法人業者と個人業者で提出書類が若干異なります。

提出書類		備考
・様式第七(表面) 登録申請書		
・様式第七(裏面) 事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名		
・様式第八 添付書類(イ) 不動産鑑定業経歴書		
・添付書類(ロ) 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名		
・登録申請者の略歴		
・役員の略歴		法人業者のみ。役員ごとに各1部
・専任不動産鑑定士の略歴		
・誓約書	法第25条第1号～5号関係	個人業者・法人業者共通
	法第25条第1号・2号・4号・5号関係	法人業者のみ
・定款又は寄附行為		法人業者のみ
・専任不動産鑑定士の不動産鑑定士登録通知書の写し		県知事登録で新規登録の場合のみ
・登録申請者でない専任不動産鑑定士については、辞令・任命書等の写し		事務所ごとに専任不動産鑑定士を備えていることを証する書面

※ 業の登録に伴い、所属の専任不動産鑑定士の登録内容に変更（事務所名や所在地等）が生じる場合は、別途「**不動産鑑定士変更登録申請**」が必要です。詳細等については、上記の国土交通省ホームページをご参照ください。